

(一社)九州貸切バス適正化センター 令和4年度第2回諮問委員会 議事内容

日 時：令和5年3月9日(木)10:30~11:30

場 所：陸運会館6階小2会議室

出席者：(適正化事業諮問委員)湯地委員(委員長)、吉城委員、古村委員  
(適正化センター)辰巳代表理事(会長)、大迫事務局長、坂元事務員

議事録

定刻となったので、事務局長が開会を宣言し、4名中3名全委員の出席があり、諮問委員会が成立していることを宣言し、適正化センター会長から諮問の趣旨の説明があり、以下諮問委員長指揮で委員会が始まった。

【諮問事項の審議】

湯地委員長：諮問1の「令和5年度の事業計画・収支予算ならびに資金計画について」事務局から説明してください。

事務局：資料1により説明

古村委員：3月6日のイースターの車両火災の件について、報道によると朝の点検時には異常は無かったが、タイヤがバーストしたと聞いている。実際に巡回指導で指摘を受けた等ということは無かったのか。

事務局：昨年4月にイースターは巡回指導を行ったが、まだコロナの影響があり殆ど運行していない状況であった。運行が無くても実施すべき内容については特に指摘事項は無かった。インバウンド需要は増加中であり安全の確保のため、今後とも指導教育、適正診断、健康診断の受講、管理者の講習受講等遺漏が無いかの確認を徹底する。

古村委員：今までと比べインバウンド系の輸送が急に増え、バスが足りない状況になり、こういう事が起こるとちょっと心配になった。諮問事項と直接関係ない質問であったが。

事務局：国からも、こういったインバウンド需要の回復に向け、再度巡回指導も含め、監査等も取り組んでゆかないといけないという指示も出ている。例えばコロナの為、バスを休車している事業者も多いので、運行を再開するにあたってはきちんと点検するとか、当然車検を通すである等の確認は今後も行っていく。

湯地委員長：負担金が減っているのは、事業者の減によるものか、どれ位減っているのか。

事務局：参考資料に、管内巡回指導対象営業所数と車両数の推移を記載している。いづれも負担計算の基礎となる2月現在の数である。昨年と比べて営業所数で19、車両数で85、ピーク時の令和元年度よりコロナの影響で下がり、毎年20~30の事業者が減少し、車両数は毎年大きく減少してきたが、昨年と比べると需要の増加を見据え増車している事業者もあり、比較的小幅で下げ止ま

りがみられる。単純にゆけばこの経費を全事業者で分担して頂く訳であるため、営業所数、車両数が減れば単価があがるという形になる。

以上の議論があり諮問 1 について満場一致で可決した。

湯地委員長：諮問 2 の「令和 5 年度事業負担金の額及びその徴収方法について」事務局から説明してください。

事務局：資料 2 により説明。

諮問 2 について満場一致で可決した。以上で、諮問事項の、全ての審議が終了した。

湯地委員長：報告事項の「令和 4 年度事業執行状況報告」を事務局から説明してください。

事務局：資料 3 により説明。

古村委員：主な違反内容の届出運賃の適正な収受とあるが、貸切バスの上限下限運賃をルール通りに行っていないかということか。

事務局：基本的にはそういうことである。全部が下限を割っていたということでは無く、例えば計算間違いであったり、中抜きと呼んでいるが朝送りの運行を行い、営業所に戻り休憩させ、夕方に帰りの輸送を行う場合は休憩時間分を除いて良いが、出先で待機している分を除いてしまうという認識の誤りであるもの、あとは端数時間の切上切り捨てを適正に行っていない、複数営業所からの運行での発営業所の誤り等細かい指摘である。

古村委員：懸念しているのは、需要が復活している昨今、コロナ前にきちんとルールに則って行おうと取り組んできた内容が、この 3 年間で忘れ去られ違反を犯す事業者が増えるのではないかということである。折角築き上げたものが壊れないように、我々旅行事業者も立ち返る必要がある。

事務局：手数料の取扱いについては、各事業者の安全コストを下回らない様原価計算をきちんと行うように引き続き注意喚起を行ってゆく。

湯地委員長：注意喚起までで、実際原価計算までは行っていないのか。

事務局：手数料の率確認までは行い、原価計算による安全コストの審査はこちらの報告をもとに国が行うことになっている。会社ごとに安全コストは異なる。

古村委員：安全コストはどのように計算するのか。

事務局：基本は人件費等すべての運賃コストが安全コストである。

吉城委員：福岡で E 評価となった事業者があるが当該営業所はこれまでの評価はどうであったのか。

事務局：それまでは指摘事項はあっても A 評価であったが、当日対応した担当者が指導記録簿の提出をその場で出来なかったため未実施として捉え、運輸局にも連絡のうえ速報事案として E 評価とした。その後国の監査が行われ、結果は他の項目も含めて特に問題なく処分なしとなったと聞いている。

吉城委員：巡回指導結果の A~E 評価段階が、多分年々 A 評価の比率が高くなっていると思うが、他の地域と比較してその割合はどういう状況なのか。

事務局 : 細かいところまでは分からないが、各ブロックとも同じように A 評価の比率が高くなっていると聞いている。ただ、マニュアルは存在するものの、全国統一の機関が無いとため、若干ブロックごとに判断基準にバラつきがあることも考えられ、運輸局との調整をしながら行っている。ただ、ここ数年はコロナの影響で運行が少ないため指摘項目が少なくなっている状況ではある。

以上の議論があり報告事項について了解し、諮問委員会の終了を宣言した。